

○風俗環境保全協議会に関する規程の運用について（通達）

平成28年6月2日

福岡県警察本部内訓第29号

本部長

この度、風俗環境保全協議会に関する規程の運用について下記のとおり制定し、6月23日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この内訓は、風俗環境保全協議会に関する規程（平成28年福岡県公安委員会規程第8号。以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置及び名称等（規程第2条関係）

（1） 協議会の設置規程第2条第1項及び第2項に規定する地域を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）の管轄区域に良好な風俗環境の保全を目的とする団体等があるときは、当該団体等の了承を得た場合に限り、当該団体等の全部又は一部をもって風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）の設置をしたものとすることができる。

（2） 管轄署の長の協議

規程第2条第2項ただし書の規定により複数の管轄署の管轄区域に係る協議会を置くときは、当該管轄署の長で協議を行い、あらかじめ福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の承認を得て、当該承認を得た管轄署の長が規程第10条の規定による庶務の処理並びに3から6まで及び7の（2）の手続等を行うものとする。この場合において、当該管轄署の長は相互に密接な連携を図るものとする。

3 委嘱及び再任の手続（規程第6条関係）

（1） 委嘱の手続

ア 警察本部長への報告

管轄署の長（2の（2）の規定により手続等を行う場合は、当該手続等を行う管轄署の長。以下「管轄署長」という。）は、規程第5条の委嘱基準を満たし、協議会の委員（以下「委員」という。）としてふさわしいと認められる者を風俗環境保全協議

会委員推薦書（様式第1号）により、生活安全部生活保安課長（以下「生活保安課長」という。）を経由して警察本部長に報告するものとする。

イ 委嘱の審査

アの場合において、生活保安課長は、管轄署長からの報告に係る者について審査を行い、その結果を警察本部長に報告するものとする。

ウ 委嘱状の送付

生活保安課長は、公安委員会が委員の委嘱を決定したときは、委嘱状（規程様式第1号）を作成し、アの規定による報告をした管轄署長に送付するものとする。

エ 委嘱状の交付

ウの規定による送付を受けた管轄署長は、委嘱が決定した委員に対し委嘱状を交付するものとする。

（2） 再任の手續

ア 警察本部長への報告

管轄署長は、委員を再任しようとするときは、その旨を生活保安課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

イ 再任の審査

（1）のイの規定は、委員の再任の審査について準用する。

ウ 管轄署長への通知

生活保安課長は、公安委員会が委員の再任を決定したときは、その旨をアの管轄署長に通知するものとする。

（3） 委嘱又は再任の状況の記録

生活保安課長は、公安委員会による委員の委嘱又は再任があったときは、その状況を風俗環境保全協議会委員委嘱簿（様式第2号）に記録するものとする。

4 解嘱の手續（規程第7条関係）

（1） 警察本部長への報告

管轄署長は、委員が規程第3条第5項に規定する解嘱の事由に該当すると認めたときは、風俗環境保全協議会委員解嘱上申書（様式第3号）により、生活保安課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

(2) 解嘱の審査

3の(1)のイの規定は、委員の解嘱の審査について準用する。

(3) 解嘱通知書の送付

生活保安課長は、公安委員会が委員の解嘱を決定したときは、解嘱通知書（規程様式第2号）を作成し、(1)の規定による報告をした管轄署長に送付するものとする。

(4) 解嘱通知書の交付

(3)の規定による送付を受けた管轄署長は、解嘱が決定した委員に対し解嘱通知書を交付するものとする。

(5) 解嘱の状況の記録

生活保安課長は、公安委員会による委員の解嘱があったときは、その状況を風俗環境保全協議会委員委嘱簿に記録するものとする。

5 辞職の申出の受理（規程第8条関係）

(1) 警察本部長への報告

管轄署長は、委員から辞職の申出を受けたときは、風俗環境保全協議会委員辞職申出受理書（様式第4号）により、生活保安課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

(2) 辞職の状況の記録

生活保安課長は、委員の辞職に係る報告を公安委員会が受けたときは、その状況を風俗環境保全協議会委員委嘱簿に記録するものとする。

6 会議（規程第9条関係）

(1) 管轄署の職員の出席

管轄署長は、必要があると認めるときは、管轄署の職員を協議会の会議に出席させることができる。

(2) 会議録の作成

管轄署長は、協議会の会議が開催されたときは、風俗環境保全協議会会議録（様式第5号）を作成するものとする。

(3) 会議の結果の報告

ア 管轄署長は、協議会の会議終了後速やかに風俗環境保全協議会会議録の写しにより、

生活保安課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

イ 警察本部長は、アの規定により報告を受けた協議会の会議の結果を公安委員会に報告するものとする。

7 関係書類の保存

(1) 生活安全部生活保安課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
風俗環境保全協議会委員委嘱簿	風俗環境保全協議会委員推薦書	5 年
	風俗環境保全協議会委員委嘱簿	
	風俗環境保全協議会委員解嘱上申書	
	風俗環境保全協議会委員辞職申出受理書	
風俗環境保全協議会会議録	風俗環境保全協議会会議録（写し）	

(2) 管轄署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
風俗環境保全協議会会議録	風俗環境保全協議会会議録	5 年